

火災、急傾斜地土砂崩れ、森林の倒木等、あらゆる災害による家屋の倒壊に
対し完全復旧に関する条例制定を求める決議

日野町においては、所有者及び管理者により適切な管理が行われておらず、結果として地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空家に対して、町民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るために、空家等対策特別措置法に基づく特定空家に指定して、代執行等の必要な処置を執行するための条例が制定されています。

然るに、火災や急傾斜地、森林倒木等の災害により被災した家屋が周辺住民の生命、身体または財産に危険を及ぼす可能性がある場合や、そのような事象が発生してしまった場合の建築物の解体、撤去、処理に対し、所有者や管理者での対処が困難な場合、行政においてその対処にあたる、または同対処にあたらうとする地域住民や団体への助成を行うための制度及び条例が制定されていないことから、このような事象に対応する制度及び条例の早急なる制定を強く求めます。

近年の気候変動により、風水害等の災害が多発している現状からも、当町議会として、これらの制度整備を行う必要性が喫緊の課題であると認識しており、また同様の住民要望も町及び町議会に届いていることから、制度整備に対し、直ちに検討に入っていただくよう、重ねて要望するものです。

以上、決議します。

令和4年9月29日

滋賀県蒲生郡日野町議会